

令和 3 年 第 4 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第1号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第3号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第4号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第5号	八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第6号	令和3年度八千代市一般会計補正予算（第8号）	17 頁
議案第7号	令和3年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）	17 頁
議案第8号	令和3年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	17 頁
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて （令和3年度八千代市一般会計補正予算（第7号））	19 頁
議案第10号	指定管理者の指定について （八千代市総合生涯学習プラザ）	21 頁
議案第11号	指定管理者の指定について （八千代市福祉センター）	23 頁
議案第12号	指定管理者の指定について （八千代市ふれあいプラザ）	25 頁
議案第13号	路線の認定について	27 頁
議案第14号	監査委員の選任について	29 頁

議案第 1 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 0 号の表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の部中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同部認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の款中「第 6 条第 1 項各号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改め、同款新築の項中

「	「			
<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="text-align: center;">1 件につき 6, 0 0 0 円</td></tr></table>	1 件につき 6, 0 0 0 円	を	<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="text-align: center;">1 件につき 7, 0 0 0 円</td></tr></table>	1 件につき 7, 0 0 0 円
1 件につき 6, 0 0 0 円				
1 件につき 7, 0 0 0 円				
」	」			

に、「13,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「14,000円」に、「23,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「25,000円」に、「33,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「38,

000円」に、「62,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「67,000円」に、「107,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「109,000円」に、「176,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「183,000円」に、「217,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「228,000円」に、「超えもの」を「超えるもの」に、「232,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「251,000円」に改め、同款増築又は改築の項中

「

1件につき
9,000円

」を「

1件につき 11,000円

」

に、「18,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「21,000円」に、「32,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「37,000円」に、「46,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「58,000円」に、「86,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「101,000円」に、「148,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「164,000円」に、「244,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「275,000円」に、「300,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額)」を「 343,000円」に、「,321,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 376,000円」に改め、同部認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合（認定の申請に係る住宅について、住宅の品質確保の促進に関する法律（当該住宅の構造及び設備のうち同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であるものに限り、建築基準法施行令第82条の5に規定する限界耐力計算によって同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出されたものに限る。）の款を削り、同部認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同款新築の項中

「

1件につき 48,000円

」を「

1件につき 39,000円

」

に、「,115,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 94,000円」に、「,184,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 152,000円」に、「,364,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 300,000円」に、「,653,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 547,000円」に、「,1,122,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てた額)」を「 952,000円」に、「 2,077,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 1,764,000円」に、「 2,968,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 2,526,000円」に、「 3,636,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 3,092,000円」に改め、同款増築又は改築の項中

「

1件につき 67,000円

を「

1件につき 58,000円

」

に、「 159,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 142,000円」に、「 255,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 228,000円」に、「 504,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 450,000円」に、「 903,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 820,000円」に、「 1,552,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 1,429,000円」に、「 2,872,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 2,646,000円」に、「 4,104,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 3,789,000円」に、「 5,028,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「 4,639,000円」に改め、同部中

「備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表に定める額に、第36号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

を

「備考

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請があった場合の手数料の額は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表又は備考1に定める額に、第36号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「第5条第1項」を「（平成20年法律第87号）第5条第1項」に、「第3項」を「第5項」に改め、「定める額」の次に「（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けた共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の変更にあつては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考に定め

る額)」を加え、「備考の」を「備考2の」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	新たに建築される認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
---	--------------------------------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八千代市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 1 4 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を次のように改める。

(3) 次に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がない土地の区域として規則で定めるものを除く。）を含まない土地の区域

ア 建築基準法第 3 9 条第 1 項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域

カ 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 5 条第 1 項第 4 号の浸水想定区域のうち、都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号）第 2 7 条の 6 で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水（同法第 2 条第 1 項の雨水出水をいう。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸

水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定める土地の区域、
キ アからカまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定める土地の区域

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）に係る開発許可の基準について適用し、同日前に行われた申請に係る開発許可の基準については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画法の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第54条）
附則」に改める。

第6条中第2項から第6項までを削る。

第39条第2項を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者

に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条―第49条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第43条―第49条）
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 4, 0 0 0 円」を「4 0 8, 0 0 0 円」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

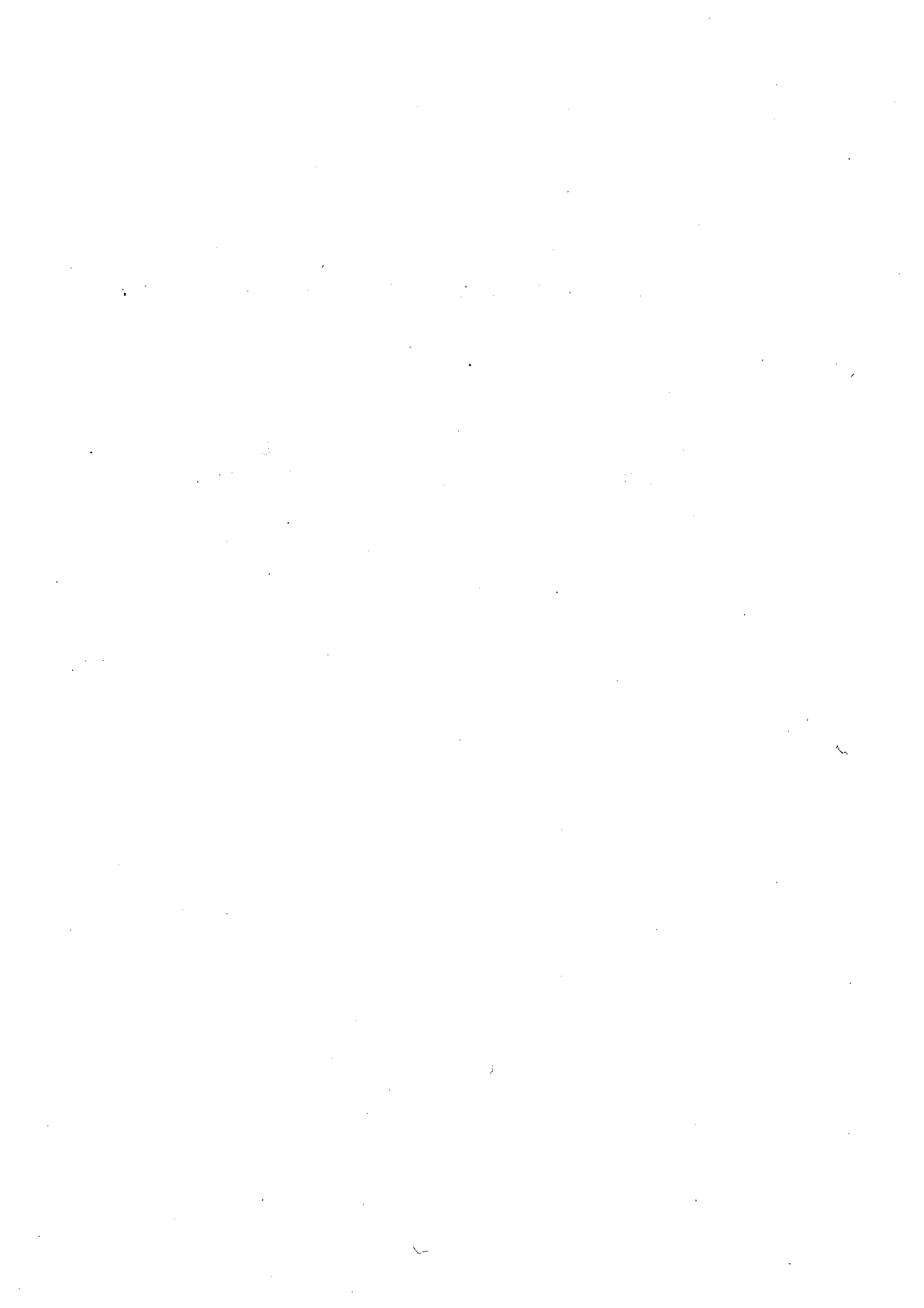
提案理由

健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 6 号 令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 7 号 令和 3 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 号 令和 3 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）



議案第9号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度八千代市一般会計補正予算（第7号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

議案第10号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

1 公の施設の名称

八千代市総合生涯学習プラザ

2 指定管理者となる団体

共同企業体名 ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズ

代表者 東京都中央区新川一丁目21番2号

セントラルスポーツ株式会社

代表取締役 後藤 聖治

構成員 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー

ー16階

株式会社ハリマビステム

代表取締役 鴻 義久

構成員 東京都中野区東中野三丁目18番12号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役社長 坂 元 要

構成員 東京都千代田区東神田一丁目7番8号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 新倉 恵里子

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

八千代市総合生涯学習プラザの指定管理者について、ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズを指定いたしたい。

議案第11号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

1 公の施設の名称

八千代市福祉センター

2 指定管理者となる団体

八千代市大和田新田312番地5

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

会長 綱島 照雄

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

八千代市福祉センターの指定管理者について、八千代市社会福祉協議会を指定いたしたい。



議案第12号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

1 公の施設の名称

八千代市ふれあいプラザ

2 指定管理者となる団体

共同企業体名 八千代未来創造グループ

代表者 東京都中央区入船三丁目6番3号

日本メックス株式会社

代表取締役 白井 賢

構成員 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1号

株式会社ダンロップスポーツウェルネス

代表取締役社長 田畑 晃

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

八千代市ふれあいプラザの指定管理者について、八千代未来創造グループを指定いたしたい。



議案第 1 3 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
120077	八千代台南 77号線	八千代台南三丁目 122番2	八千代台南三丁目 122番7		
210161	大和田新田 485号線	大和田新田字壺本松前 178番20	大和田新田字壺本松前 178番25		
300565	萱田町 75号線	萱田町字上ノ山 883番27	萱田町字上ノ山 883番15		
600195	保品 58号線	保品字上谷 1772番10	保品字中台谷 1915番14		
700576	上高野 203号線	上高野字新林 1208番12	上高野字新林 1207番12		
700577	上高野 204号線	上高野字稻荷前 1155番31	上高野字稻荷前 1155番24		
820254	勝田台南 41号線	勝田台南二丁目 942番5	勝田台南二丁目 942番5		
820255	勝田 48号線	勝田字大作 646番14	勝田字大作 646番3		
820256	勝田 49号線	勝田字大作 646番17	勝田字大作 646番27		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第14号

監査委員の選任について

八千代市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年11月29日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 江頭博彦
住所 千葉県八千代市緑が丘

提案理由

令和3年12月31日をもって任期満了となることに伴い、次期監査委員を選任いたしたい。

